

わかりやすい

中小企業と就業規則

安心していきいきと働ける
環境を目指して



産業労働部労政局

文中の参照条文では、次の略称を使用しています。

- | | |
|---|----------------|
| ○労働基準法 | ⇒「労働基準法」 |
| ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 | ⇒「男女雇用機会均等法」 |
| ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | ⇒「育児・介護休業法」 |
| ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 | ⇒「個別労働紛争解決促進法」 |
| ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 | ⇒「パートタイム労働法」 |
| ○高齢者等の雇用の安定等に関する法律 | ⇒「高齢者等雇用安定法」 |
| ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 | ⇒「労働者派遣法」 |
| ○個人情報の保護に関する法律 | ⇒「個人情報保護法」 |
| ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 | ⇒「番号法」 |